平成２９年（フ）第３７号
秋田県山本郡三種町鹿渡字室ケ沢13番地９
債務者　岩谷　孝幸
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１０５号
福島市腰浜町28番34号　カーサ腰浜206
債務者　清野　健二
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２１号
福島県相馬市西山字西山17番地の１
債務者　阿部　洋子（旧姓文屋）
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第１５７号
茨城県石岡市東田中1503番地６　福田住宅Ｂ号棟
債務者　宍倉　奈美
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６６号
茨城県つくば市高見原１丁目５番地155
債務者　竹内　陽祐
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２１号
茨城県稲敷市結佐2534番地89　市営結佐住宅506号
債務者　三浦　裕仁
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
茨城県筑西市下中山689－５　レオパレス大和107、住民票上の住所奈良県北葛城郡河合町広瀬台１丁目10番地３
債務者　石井　孝明
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１７９号
茨城県筑西市小川1846番地　サンライフ川島
債務者　篠崎　孝子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第６５号
群馬県みどり市大間々町大間々544番地２
債務者　鳴海　隆巳
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第９３２号
千葉市中央区大巌寺町295番地２
債務者　関　　剛
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９４２号
千葉県船橋市山野町157番地１　山滝荘Ｃ棟３号
債務者　松田　啓子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９９８号
千葉県市川市島尻２番19号　（めぞん福和102号）
債務者　須藤　勝也
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２９号
千葉県館山市北条1713番地の１
債務者　平田　房子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第２８８号
新潟県燕市吉田文京町14番20号、前住所新潟県燕市下諏訪15番54号　グランメールＡ202号
債務者　安田千奈美
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１２号
新潟市秋葉区舟戸１丁目５番９号
債務者　本間さなみ
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１４号
新潟市北区松浜東町２丁目７番５号
債務者　俵谷　利意
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１７号
新潟市西区寺地555番地５
債務者　三浦　博史
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部